# 資格取得講習助成金交付要綱（案）

令和７年３月２６日制定

（一社）宮崎県トラック協会

## （目的）

第１条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）会員事業者が行う役員、従業員（以下「従業員等」という。）に対する教育並びに必要な資格の取得を促進する為、助成金（以下「助成金」という。）を交付し、会員事業者の事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

## （資格・要件）

第２条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、県ト協会員事業者であって、第３条に定める団体（以下「陸災防」という。） に自社の従業員等を派遣し、資格取得を実施した会員事業者とする。ただし、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

## （助成交付対象講習施設）

第３条 助成対象となる講習を実施する団体は次に掲げるとおりとする。

（１）陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部

（助成対象講習）第４条 助成対象となる講習機関並びに研修種別・助成額は別表のとおりとする。

## （実績報告及び助成金の請求）

第５条 会員事業場は、別に定める期日までに取りまとめて、様式１の「講習助成報告書」（助成金交付請求書）により、協会長に対して助成金を請求する。

## （実績報告提出期限）

第６条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度３月１７日までとする。

## （助成金交付）

第７条 県ト協は、前条の「資格取得講習助成報告書」（助成金交付請求書）の提出があり、その報告を審査し条件に適合すると認めた時に、助成金を交付する。

## （その他必要な事項）

第８条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

別表

## （助成対象研修一覧）

指定講習機関名

研修・講習名

助成額

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 フォークリフト運転技能講習 １０，０００円

宮崎県支部

ﾃｰﾙｹﾞｰﾄﾘﾌﾀｰ特別教育

４，０００円

# （様式１）令和７年度 資格取得講習助成報告書

## （助成金交付請求書）

 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| 一般社団法人宮崎県トラック協会会 長 牧 田 信 良 殿所 在 地事業者名 |  |
| 代表者名　Ｔ Ｅ Ｌ |  |
| 講 習 機 関 | 陸上貨物運送労災防止協会 宮崎県支部 |
| 講 習 種 別 | １．フォークリフト運転技能講習２．テールゲートリフター特別教育 |
| 日 程 等 |  年 月 日 ～ 年 月 日 |
|  | （ 講習種別助成額 × 受講者数 ＝ 合計額 ） |
| 助 成 金 額 |  円 × 名 ＝ 円 |
|  | 金融機関名： 支店名 |
| 助成金入金先＊受講者個人名義等の口座は不可 | 種 類： 口座番号： |
| ＊会員事業場の口座のみ適用 | 名 義 人： |
|  | ・添付書類①講習修了証の写し |
| 備 考 | ②受講料の領収書の写し |